#### 1 業務名

府立学校における教員用端末設計設定等業務

#### 2 概要

府立高等学校及び府立特別支援学校において、ICT活用推進のために使用する教員用端末の設計設定等に係る仕様等について記したものである。

## 3 導入設計及び設定等作業

### (1) 設計·設定作業

京都府教育委員会(以下「発注者」という。)が、「府立学校における教員用端末整備業務その1及びその2」(以下「端末調達業務」という。)において調達したタブレット端末(iPad)(以下「iPad」という。)合計1,062 台について、Apple School Manager (ASM) 及びAutomated Device Enrollment (ADE) への登録、端末管理用ソフトウェア (MDM) の設計、Volume Purchase (VP) で購入したアプリケーションのライセンス割当設計等端末に設定可能な全ての範囲を発注者に要件のヒアリングを行い、その内容に基づいて必要と思われる設定内容を確定し、端末に設計内容の設定をすること。また、設定時の0S、アプリケーションについては最新の状態にアップデートをして設定すること。

なお、端末調達業務において調達した iPad を設定作業場所に移し、設定作業終了後、別紙作業場所等一覧の各校へ納品及び現地設定を実施すること。これらの費用については全て受注者側で負担すること。

※ MDM は上記の端末調達業務に係る契約で調達の mobiconnect for Education (株式会社インヴェンティット提供) となる。

なお、以下(2) MDM ライセンスにて示すように、MDM ライセンスについては、端末調達業務では1年間のライセンスの調達となっていたが、端末調達業務で導入した1年間のラインセンスの始期から間断なく5年間のライセンス期間が継続できるよう発注者側の費用負担において端末調達業者及びライセンス事業者と調整して、残りの4年分のライセンスも本業務にて追加で調達すること。

導入設計に関しては発注者に過去導入されたきた iPad の導入設計に関わる設計内容を前提に展開すること。発注者に過去導入されてきた iPad の設計内容との整合を図り、発注者と協議の上で、導入後の運用を想定した最適な設計を提案、構築することとし、設計・設定やライセンスの操作権限等受注者において情報の授受が必要な場合は、全て受注者側の費用負担にて情報を入手する等して発注者の端末導入に関わった事業者と連携・協力して実施すること。

なお、MDM によるアプリケーションのインストール環境設計は、mobiApps オンデマンドを利用した設計とする。特に導入後の特別支援学校でのアプリの配信方法等(小中高等部の別、障がいの種別に応じた内容を想定)を想定した設計及び設定について留意すること。

#### (2) MDM ライセンス

※調達における留意事項については、上記(1)※のMDMに関する記載内容を熟読すること。

# ア総数1,062台分(4年ライセンス)

# イ 本体仕様(仕様は端末調達業務と同内容。)

項目	仕様				
製品名	MobiConnect for Education				
基本仕様	<ul><li>・(1) のタブレット端末にインストールし、タブレット端末の一括管理</li></ul>				
	可能な管理ソフトウェア				
	・京都府教育委員会及び府立特別支援学校において導入済みの端末と一元				
	管理ができること				
機能	・iOS において以下の機能を有すること。				
	(a) 端末管理機能				
	(b) アプリ配信管理機能				
	(c) 端末位置情報の取得				
	(d) 不正改造(JailBreak)検知機能				
	(e) 端末のリモートワイプ及びリモートロック				
	・Volume Purchase (VP) で購入したアプリケーションのライセンス割当が				
	可能であること。				
	・Automated Device Enrollment(ADE※旧 DEP) に対応していること。				
	・Apple School Manager (ASM) に対応していること。				
	・Apple TV デバイス管理に対応していること。				
その他	・MDMプロファイルが削除された場合でも、構成プロファイルを配信出来				
	る機能を有していること。				
	・運用上で変更が多く見込まれる設定を管理者が MDM の操作のみで変更出				
	来るよう、上記とは異なるプロファイル配信の仕組みを有していること。				
	・管理画面は特別な管理ソフトウェアを必要とせず、Webブラウザ上にて				
	動作可能であること。				

# (3) Webフィルタリング

# ア総数1,062台分(5年ライセンス)

項目	仕様等			
製品名	ソリトンシステムズ株式会社 Soliton DNS Guard for Education 5 年			
基本仕様	・タブレット端末にインストールして動作する、エンドポイントの通信フ			
	ィルタリングシステムであること。			
	・クラウド型かつ DNS レイヤーでの対策を行う Web フィルタリングシス			
	テムであること。			
	・管理画面が Web ブラウザ上で閲覧可能であること。			
	・海外ドメインを含むワールドワイドの脅威情報だけではなく、日本で観			
	測された攻撃キャンペーン情報を追加した脅威情報を元に、有害サイト			
	へのアクセスを判定すること。			

・京都府立学校におけるネットワーク環境下での動作検証済みの製品であ
ること。
・契約期間内において、京都府立学校におけるネットワーク環境の変更な
どに伴うサポート対応が可能であること。
以下の機能を有すること。
・カテゴリ毎の Web ページの閲覧制限
・40 個程度のカテゴリ
・専用の Web ブラウザアプリによらないフィルタリング機能
・Wi-Fi 接続に対するフィルタリング機能
・管理画面でのアクセスログ、ブロックログの表示
SDG-E-C-60M-EDUICT

### 4 現地設定及び設置等

校内 Wi-Fi への接続及び動作確認

全 iPad 1,062 台について、受注者において納品先の学校と現地設定日の調整を行い、現地ではインターネットへの接続確認、電源 ON・OFF/ホームが画面の表示確認、MDM との疏通確認を行うこと。また、製品の開梱・所定場所への設置・梱包材等の回収も行うこと。

※なお、京都府立学校の校内ネットワーク環境については、無線アクセスポイントでインターネットに疏通する際に、端末の MAC アドレス認証を行っているため、全ての端末の MAC アドレス情報を発注者にデータで報告すること。発注者側で MAC アドレス登録は別途実施するが、登録までに日数を要するため、MAC アドレス登録終了の日程を考慮して、現地設定の日程を受注者において学校と調整すること。設定場所は別紙作業場所等一覧のとおりとする。

## 5 委託期間

契約日から令和5年3月17日

## 6 端末保証等

全 iPad1,062 台の保証期間は令和5年4月1日から1年間とし、「Apple Care for Enterprise 10%保証」を導入すること。

### 7 成果物

受注者は iPad 納品時に以下の図書を提出すること。

具体的な内容については、発注者と協議の上作成すること。

なお、図書の提出に当たっては、紙媒体(A4判)をファイリングしたもの及び電子データの両方を発注者へ提出することとし、各学校へは電子データを提出すること。

区分	概 要	提出先	
		教育委員会	各学校
基本設計書	以下の内容を含むこと。	1 部	1 部
	・iPad及びiPad管理ソフトウェアの設計内容 ・設定情報一覧(シリアル番号等を含む)		ずつ

実務手順書	Apple School Manager、及び MDM について、初期設	1部	1 部
	定時及び導入後に発生しうる作業に関する手順書		ずつ
	で、以下の内容を含むこと。		
	ただし、作成にあたっては、実際の作業画面 のキャ		
	プチャ等を用いるなど、iPadの管理を初めて行		
	う者でも容易に設定が行えるよう工夫を行うこと。		
	(a) アプリケーションの追加・削除・アップデート		
	(b) OS のアップデート		
	(c) 管理ツールやアカウントのアップデート		
	(d) 設定情報の追加・変更・削除		
	(e) 故障時の対応		
	(f) フィルタリング関連		
動作確認実		1 部	1 部
施報告書	確認したことを証する書類		ずつ

#### 8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じた場合は、発注者と別途協議の上決定すること。
- (2) iPad の設定等に係る費用についてはすべて受注者の負担とする。
- (3) 発注者の指示に従い設定確認を行うこと。ただし、設定確認に必要な機器等に係る費用は、すべて受注者が負担すること。
- (4) 納品する iPad については、担当者の指示に従い動作確認を行うこと。ただし、動作確認及 び動作確認に必要な機器等に係る費用は、すべて受注者が負担すること。
- (5) 作業において設定後の設置箇所等について、発注者及び学校担当者の指示に従うこと。また、作業にあたり、建物等へ損害を与えた場合には受注者の責任において原状回復すること。
- (6) 納品された iPad の梱包等は受注者が開封し、外観上・機能上の破損等がないか確認すること。また、搬入に係る梱包資材等の不要物については、受注者が持ち帰ることとし、受注者の責任おいて適切に処分すること。
- (7) 設定完了後、発注者の検査を受けることとし、合格したことをもって検収とする。
- (8) 受注者は検収後1年以内において、設計・設定等作業に起因する不具合が生じた場合、修理または交換する責を負うものとし、その費用は全て受注者が負担すること。